

感染症対応マニュアル

1. 職員の健康管理と環境管理

(1) 健康管理

- 出勤前に体温を計測し、発熱や咳、咽頭痛などの呼吸器症状等が認められる場合には出勤しないことを徹底しましょう。
- 睡眠や栄養を十分にとるなど、感染症に対する抵抗力の向上に努めましょう。

(2) 環境管理

体調がすぐれないときは、出勤を見合わせることや医療機関への受診を勧奨しましょう。

2. 感染対策

(1) 病原体（感染源）の排除

嘔吐物や排泄物、血液などの体液（汗を除く）、感染者に使用した器具・器材（ガーゼ等）は感染源となる可能性があります。これらを患者の隔離、消毒、汚染源の排除により除去する必要があります。

(2) 感染経路の遮断

感染経路を遮断するためには、次の3つに配慮しましょう。

- ① ウイルスを持ち込まないこと
- ② ウイルスを持ち出さないこと
- ③ ウイルスを拡げないこと

(3) 宿主の抵抗力の向上

感染症に対する抵抗力を向上させるためには、日ごろから十分な栄養や睡眠をとるとともに、予防接種によりあらかじめ免疫を得ておくことも重要です。

3. サービス提供時に必要な感染症防止対策

(1) 来所時

利用者または職員が利用者の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断りましょう。また、日々の健康チェック表などで体温等を記録し、利用できるか判断しましょう。

(2) 環境整備

- 環境消毒を行う場合は、手袋を着用し、殺菌酵素エキスで清拭します。または次亜塩素

酸ナトリウム液等で清拭後、湿式清掃し、乾燥させます。なお、次亜塩素酸ナトリウム液や消毒用エタノールを含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないようにしましょう。

- トイレのドアノブや取っ手等は、穀物酵素エキ스로清拭し、消毒を行います。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させます。